

令和4年度 第1回 日進市空家等対策協議会 会議録

- 1 開催日時 令和5年3月20日（月曜日）午前10時30分から午後0時7分まで
- 2 開催場所 日進市役所南庁舎2階 第5会議室
- 3 出席者  
 委員  
 佐橋 正教、大内 誠淳、武田 美恵、加藤 悠介、中川 清、岩田 芳尚、近藤 晃、矢島 聖也、  
 伊藤 泰裕（市長代理・都市計画課長）  
 事務局  
 都市計画課 課長補佐 川合 陸仁、係長 武田 真太郎、主事 下村 昂平
- 4 欠席者  
 委員  
 竹内 安子
- 5 傍聴の可否・傍聴者の有無  
 可・無
- 6 議題  
 (1) 会長の選出について  
 (2) 空家対策の取組状況等について  
 (3) その他
- 7 配布資料  
 ・次第  
 ・日進市空家等対策協議会委員名簿  
 ・資料1：日進市空家等対策協議会設置条例・規則  
 ・資料2：日進市空家等対策計画【概要版】  
 ・資料3：空家対策の取組状況等について  
 ・参考1：所有者不明土地の解消に関するパンフレット  
 ・参考2-1～5：空家を生まないための取組事例（個別事例）
- 8 議事

|        |  |
|--------|--|
| 都市計画課長 | 挨拶。また、本協議会は委員改選後の初回にあたるため、各委員に自己紹介を依頼。                           |
| 各委員    | (委員名簿の順に各自挨拶)  |
| 都市計画課長 | 議題1「会長の選出について」、事務局から説明をお願いしたい。                                   |
| 事務局    | 資料1を用い、委員の中で会長を決めていただきたい旨を説明。                                    |
| 都市計画課長 | 会長の立候補や推薦はあるか。   |
| 委員     | 学識経験者の中で、前回から引き続き委員を務め、且つ日進で長く事業を営み、状況を一番良く把握していると思われる中川委員を推薦する。 |
| 都市計画課長 | 他に立候補や推薦はあるか。  |

|        |   |
|--------|---|
| 委員     | ーなしー  |
| 都市計画課長 | 推薦のあった中川委員で良いと思われる方は、挙手をお願いしたい。   |
| 委員     | ー挙手ー  |
| 都市計画課長 | 会長席に移動し、挨拶と会長代理の選出をお願いしたい。また、以後の議事進行を中川会長に依頼する。   |
| 会長     | 挨拶。会長代理は加藤委員を任命する。  |
| 会長     | 本日の傍聴申込みについて確認する。傍聴希望の者はあったか。   |
| 事務局    | 傍聴希望の者はなし。  |
| 会長     | それでは議題2「空家対策の取組状況等について」、事務局から説明をお願いしたい。   |
| 事務局    | 資料2及び3を用いて説明。   |
| 会長     | 事務局の説明について、意見・質問はあるか（各委員に順に尋ねる）。  |
| 委員     | 資料3、4ページの事例について。前ページの事例と同様に将来は家屋を解体する予定か。   |
| 事務局    | 解体の可能性も含めて、相続人代表者の方と協議継続中である。   |
| 委員     | 空家の活用や解体をどのように進めるべきかについて、難しい問題であると感じた。特に特定空家を認定するには、基準を明確にすることが大事だと感じた。                     |
| 委員     | 日進市で特定空家に認定した事例はあるか。  |
| 事務局    | 過去に1件、特定空家に認定した事例はある。現在は除却が完了しており、現時点においては0件である。  |
| 委員     | 1人暮らしをされている高齢者の方が亡くなられた際に相続人が不明となるケースがある。これを未然に防ぐ管理方法が必要ではないか。市が持つ情報と法務局の登記情報などを一元管理できると良い。 |
| 会長     | 意見も出尽くしたと思われる。事務局においては、委員の意見を参考にして、今後の取り組みを進めてほしい。  |
| 会長     | 続いて、議題3「その他」とあるが、事務局から何かあるか。  |
| 事務局    | 所有者不明土地等の発生予防等を目的とした民法等の改正について、名古屋法務局より紹介いただけると聞いている。紹介をお願いしたい。                             |
| 委員     | 参考1を用いて紹介。  |
| 会長     | 今の紹介について、意見・質問はあるか。   |

|     |   |
|-----|---|
| 委員  | 相続登記の義務化について、現時点で相続登記がなされていない場合、施行日以降に即過料が発生するのか。   |
| 委員  | 令和6年4月1日の施行から3年以内、または所有権を取得したことを知った日から3年以内のどちらか遅い方の期限内に、相続登記の申請を行えば過料は発生しない。ホームページによる周知だけでなく、市役所の窓口パンフレットの配架をお願いするなどにより、施行までの1年間で準備を進めていく。  |
| 委員  | 空家の対策に取り組む際は、市や地域の皆さまなどと協力して実施したい。  |
| 会長  | 情報を一元化して、共通の認識として空家の問題に取り組むことが重要である。これからも協力をお願いしたい。   |
| 委員  | 資料3のアンケートについて質問する。問いは全何問か。  |
| 事務局 | 全4問である。   |
| 委員  | 効果が高いと回答いただいたアンケートの結果を受けて、事務局としてはリーフレットの作成に取り組みたいとのことだが、併せて消防や警察の方とも協力してセミナーを開催してほしい。リーフレットの場合は、配布の方法とタイミングが重要となる。ある地区（高齢化率が高い地区など）をサンプルとして設定し、配布後の効果検証までセットで実施するべきである。これに併せてセミナーも開催してほしい。                          |
| 事務局 | リーフレットもセミナーも、アンケートを実施した自治体からは効果が高いと回答いただいております。ともに取り入れていけるよう検討していく。しかしながら、優先順位を考えた際に、リーフレットにより空家の所有者に有益な情報を提供することで、所有者の意識を変えることが先に必要と考える。<br>リーフレット配布の際には、委員の意見を取り入れ、サンプル地区を設定して効果を検証しながら実施できるよう内部で協議を重ね、前向きに検討したい。 |
| 会長  | 意見も出尽くしたと思われる。その他事務局から連絡事項はあるか。   |
| 事務局 | 次回の本協議会の開催時期は、新年度に連絡する。   |
| 会長  | 以上をもって本会議を終了する。ありがとうございました。   |
|     | < 終了 >  |